

市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（依頼）

標記につきまして、別添写しのとおり令和5年2月10日付け4文科初第2153号により、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

つきましては、卒業式におけるマスクの取扱いについては、下記の点に留意するよう貴所管学校園に周知願います。

なお、本通知に伴い「新型コロナウイルス感染症の状況に応じた令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の実施について」（令和5年1月24日付け教小中第3206号）によりお示しした留意事項について、卒業式に係る内容は別紙のとおり変更いたします。

また、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等は改めてお知らせする予定です。

記

○基本的な考え方

- ・児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- ・来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要です。

○国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- ・国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。

○留意事項

- ・卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じてください。
- ・マスクの着脱を強いることのないようにするとともに、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導をお願いします。

【連絡先】

- 卒業式・入学式に関すること
小中学校課 教務グループ 06-6944-3816
- 教育活動に関すること
小中学校課 学事グループ 06-6944-6886
- 保健指導・衛生管理に関すること
保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-9365